

名古屋港管理組合公報

平成29年 7月14日

(金曜日)

第 601 号

目 次

監 査 公 表

○措置通知の公表	1
○職員の仕事異動	2

監 査 公 表

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成29年 7月14日

名古屋港管理組合監査委員 水 谷 満 信
同 篠 田 信 示
同 黒 川 和 博

平成29年監査公表第 1 号分

監 査 結 果	措 置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあつた。 該当箇所 総務部、建設部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあつた。 該当箇所 総務部、港営部、建設部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 総務部 支給不足については、平成29年 2月 8日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。 過支給については、平成28年12月 8日、9日及び平成29年 2月 2日に戻入及び歳入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、課内周知徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに各申請の確認に努めていく。</p> <p>建設部 未支給については、平成29年 5月16日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に關係規程の周知を図って申請精度を向上させるとともに、複数職員による承認時の確認、また承認後の再確認も怠らぬよう正確を期するものとした。</p> <p>イ 総務部 支給不足については、平成28年12月 7日及び13日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、關係規程等の周知を図り、複数職員により旅費の経路を比較して、利用料金の確認を行うよう徹底した。</p> <p>港営部 未支給については、平成29年 1月19日に追給の措置を講じた。 過支給については、平成28年12月15日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、關係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 未支給については、平成28年12月16日に、支給不足</p>

ウ 通勤手当において、通勤届の変更を怠ったことにより過支給となっているものがあった。
 該当箇所 港営部、建設部

(2) 注意事項
 〈支出事務〉

通勤手当の認定について、自動車その他の交通用具の使用距離に疑義があるものが見受けられた。自動車その他の交通用具の場合、様々な経路が考えられるが、認定基準を統一し現状より明確にされたい。
 該当箇所 総務部

については、平成28年12月16日及び22日に追給の措置を、過支給については、平成29年4月6日に戻入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、超過勤務手当同様、所属職員に関係規程の周知を図って申請精度を向上させるとともに、複数職員による承認時・承認後の確認を徹底するものとする。

ウ 港営部

過支給については、平成29年2月20日に戻入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、通勤方法の変更があった場合は、通勤届の変更を遅滞なく行うよう周知徹底を図った。

建設部

過支給については、平成29年3月30日に戻入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、所属職員に関係規程の周知を図って申請精度を向上させるとともに、複数職員による確認を徹底するものとする。

(2) 注意事項
 〈支出事務〉

総務部

自動車その他の交通用具の使用距離の認定基準について、地図情報ソフトを活用し、原則合理的な最短距離とするよう基準の明確化を図った。

雑 報

新	旧	氏 名
依願退職	企画調整室理事（総合調整担当）	山 縣 延 文 (7月6日)
企画調整室理事（総合調整担当）	新規採用	吉 永 宙 司 (7月7日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合